まほろば秦野通信

平成３０年８月２７日

タイトル	**「東光寺薬師堂山門」を市指定重要文化財に指定**
Ｗｈｅｎ （いつ）	８月２４日（金曜日）
Ｗｈｅｒｅ （どこで）	南矢名３７１番地と下大槻２３６番地にまたがって所在
Ｗｈｏ （だれが）	秦野市教育委員会
Ｗｈａｔ （なにを）	「東光寺薬師堂山門」
Ｈｏｗ （どのように）	平成３０年８月定例秦野市教育委員会会議において議決
Ｗｈｙ （なぜ）	県西部唯一の三間楼門で、安永３年（１７７４年）の建造とされています。正面から続く石段が門の中央近くまで延び、結果として前面の柱が他より長くなるなど、貴重な文化財としての特徴を有しているということで指定されました。
過去の実績	山門の指定としては、平成１５年指定の命徳寺山門（河原町）があります。同年指定の健速神社本殿（下大槻）、八幡神社本殿（南矢名）に続き、建造物としては４例目の市指定重要文化財です。この指定により、市指定重要文化財は３８件となります。
今後の取り組み	解説版を設置するなど、周知を図っていきます。
問い合わせ	生涯学習文化振興課文化財・市史担当　大倉 電話０４６３（８７）９５８１